

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課	
I	1	(1)	1	環境保全型農業営農活動支援は、その事業者支援のみならず、食の安全安心施策推進に波及していく宣伝媒体になると考えます。取組実績の面積評価のみでなく、実績を何らかの形で他に活かす推進施策の検討をお願いします。	環境保全型農業に係る取組については、消費者へのPRなどを施策26で取り組んでおります。取組実績の評価や活用については、今後その方法を検討してまいります。	みやま
I	1	(1)	1	環境保全型農業直接支払交付金取組面積の減少要因として、宮城県が令和4年産主食用米の「生産の目安」を減少していることから、第4期計画策定時点に掲げた令和7年度の目標値を見直す必要があると考えます。コメの消費は、コロナ禍の巣ごもり需要においてもあまり増加せず、この間、右肩下がりでの減少が引き続き考えられることから、作付面積を減らすことは必要だが、一方で売れるコメづくり、実需にあったコメ作りが必要ではないでしょうか。また、環境保全米を学校給食に確実に数量を納入できるようにし、多くの県民に対しても、環境保全米の良さを地球温暖化の抑制にも貢献していることなども含め、PRを強めてください。	今後も「生産の目安」の提示による需要に応じた主食用米の生産と、売れる米づくりを推進してまいります。また、学校給食では年間約1.3千トンの環境保全米が使用されております。環境保全米の取組が拡大するよう生産者への支援を継続するとともに、今後も継続して県民へのPRにも努めてまいります。	みやま
I	1	(1)	1	環境保全型農業については、理想的には環境保全米が全県下に普及し、宮城県のスタンダードとなり、さらに有機JAS制度に移行していく方向になることが望まれる。しかし、環境保全型農業直接支払交付金取組面積の実績を見ると減少している。これまで先駆的な取組をしてきた宮城県としては一般にSDGsが注目されるようになってい中、逆行するような形で大変に残念である。令和7年度の目標値は高く設定されているので、この目標値に届くように推進してほしい。	環境保全米の取組面積は現在約1.7万ヘクタールと、本県主食用米の約3割となっています。「みどりの食料システム戦略」の推進と併せて、環境保全米の一層の取組拡大を図りながら、環境保全型農業直接支払交付金取組面積の目標達成に向け推進してまいります。	みやま
I	1	(1)	1	環境保全型農業直接支払交付金による農業者の組織支援、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度により農産物の認証を行う等、生産者への認知度向上に向けた取組を期待する。	生産者に対する説明会や研修会を開催するなど、周知の徹底に努めてまいります。	みやま
I	1	(1)	2	国際水準GAPの認証件数が伸び悩んでいる。販売価格への反映が厳しく、それ以外の目的についての理解の促進が必要。	GAPに取り組むメリット等について、今後も生産者への認知度が向上するよう推進してまいります。	みやま
I	1	(1)	2	研修会等の開催により、GAP認証取得者が出ていることはよいことと考えます。取得後継続していくための課題もあることから、県は、生産者に対する支援策として、認証取得だけの支援にとどめることなく、継続してもらえるような支援策を実施してください。	GAP認証取得を継続していただくことは重要であることから、支援策を検討してまいります。	みやま
I	1	(1)	2	GAPの普及推進は横ばい状態であった。意識の高い生産者に働きかけ、多くのモデルケースをつくり、高い目標値に少しでも近づくようにしてほしい。	GAP認証取得の意向調査を今年度は対象を拡大して実施しております。目標の達成に向け、今後も継続して施策を推進してまいります。	みやま

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の
実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課	
I	1	(1)	2	国際水準GAP導入・認証数が1件増にとどまっただが、27名がJGAP指導員資格を取得した。令和7年度までの目標値達成に向けて、さらなる導入数増を期待したい。	今後も継続して施策を推進してまいります。	みや米
I	1	(1)	2	GAP等の普及拡大は、導入普及拡大に向けた研修・現地指導等の取組を評価する。更なるGAPの普及拡大に向け、断続的な研修・相談・支援等の取組を期待する。		
I	1	(1)	1 2	施策1の環境保全型農業の推進、GAPの普及拡大もかなり進んでいるものと思われるが、令和7年度の目標値が高すぎて今後とも達成は難しいと思われる。	高い目標ではありますが、その達成に向け、施策を工夫しながら今後も推進してまいります。	みや米
I	1	(1)	3	農薬の適正使用については、農協等と連携を図りながら予約販売時でのタイムリーな指導を行い、SDGsの観点からできるだけ使用量を抑える方向に導いてほしい。	農業者や農業団体に今後も継続して農薬の適正使用に関する指導や周知を行ってまいります。また、「みどりの食料システム戦略」の推進と併せて、化学農薬の使用低減に向け、有機農業や環境保全型農業の取組が拡大するよう推進してまいります。	みや米
I	1	(1)	3	管理指導士は各市町村に何人くらい存在しているのか又研修会をしたことで、一般農家の人々に農薬扱いはどの程度理解されているのでしょうか。	農薬管理指導士は管内每では大河原113名、仙台481名、北部266名、東部141名、気仙沼12名、その他17名、合計1,030名となっております。農業者には研修会などの各種機会を通じて、農薬の適正使用に関して周知し、十分理解されておりますが、引き続き、農薬の適正使用に関する指導や周知を行ってまいります。	みや米
I	1	(1)	4	牛のトレーサビリティシステムは、生産現場では100%の装着率となっており、完全に定着しており評価する。引き続き、装着に係る各種手続き及びエラー解消等の支援に取り組んで欲しい。	今後も継続して施策を推進してまいります。	家対
I	1	(1)	3 4	施策3の農薬の適正使用の促進、施策4の目標の装着率から見た牛のトレーサビリティシステムの推進は達成したと思われる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	みや米 畜産
I	1	(1)	1 ~4	様々な取組が生産者の収益(利益)にしっかりリンクする仕組みづくりにより「力」を入れて下されば、自走的に推進拡大されていくことと思いました。	今後も継続して施策を推進してまいります。	みや米 園推 畜産 家対
I	1	(2)	5	カドミウム基準値超過米の全てが流通しないように保管できたことは評価できる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	みや米
I	1	(2)	5	カドミウム基準値超過米については適正に管理され、また、低吸収性イネについての研究も進んでおり、その状況の一端が報道もされていて評価できる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	みや米
I	1	(2)	5	カドミウム含有量の規格基準超過米穀数(廃棄数)が、令和2年度に比べ令和3年度が大幅に増加していますが要因は何でしょうか。生産地での収量数が分からないので、どのくらいの割合を占めているかが不明です。カドミウム低吸収性イネの早期の導入を希望します。	カドミウム規格基準超過米の発生数は、年次変動が大きく、明確な要因の分析は難しい状況です。湛水管理技術の徹底により、吸収を抑制できることが判明していることから、今後も継続して対策の徹底を呼び掛けてまいります。また、低吸収性イネの導入についても関係団体等と連携して推進してまいります。	みや米
I	1	(2)	5	カドミウム汚染農用地の土壌改良の抜本的な対策はできないのか。		

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

			施策	意見・提言	県の考え方	担当課
I	1	(2)	6	家畜伝染病については、全国的に被害が続いている。引き続きのリスク管理が必要であろう。また、野生のイノシシなど農業被害の観点からも駆除を進めてほしい。	継続的な野生イノシシの調査及び養豚農家への飼養衛生管理指導を推進してまいります。	家対
I	1	(2)	6	家畜伝染病の発症予防と蔓延防止が図られ、安全で高品質な畜産物の生産が確保され、慢性病発生と経済的損失の低減が図られたことは評価できる。また、特定家畜伝染病防疫対策マニュアルが整備されたことも評価大である。	今後も継続して施策を推進してまいります。	家対
I	1	(2)	6	家畜伝染病のまん延防止対策への早期対応に感謝いたします。		
I	1	(2)	6	家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、予防とまん延防止に努めたことを評価する。引き続き、予防対策の継続的な取組を期待する。豚熱については、継続的な野生イノシシの調査並びに養豚農家への飼養衛生管理指導の徹底に取り組むことを期待する。		
I	1	(2)	7	貝毒検査値が自主規制値を超えた場合には、市場への流通を規制するなど、貝毒を原因とする食中毒の未然防止が徹底されたことは評価できる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	水整
I	1	(2)	7	宮城県産のカキは生食のおいしさで知られてきたが、ノロウイルス食中毒を予防する観点からも加熱して食べる食べ方が普及してきているように思われる。その際の菌死する加熱温度等の知識(85～90℃で90秒)も合わせて普及させ、一層予防に勤めてほしい。また、ノロウイルス低減技術の開発促進に期待する。	効果的な食中毒予防対策の普及に向けて、今後も継続して施策を推進してまいります。	水整
I	1	(2)	7	まひ性貝毒検査における、マウスから機器測定への移行はできないのか。	まひ性貝毒検査の公定法はマウス検査とされており、機器分析への移行も検討されていますが、使用する試薬に法的な制限があるため、現段階で移行は難しいと認識しております。今後も、検査手法の高度化について国等から情報収集を行ってまいります。	水整
I	1	(2)	7	かきのノロウイルス取り込み効率が高かった条件について、情報を共有して欲しい。	室内実験で、ノロウイルスを添加した水温20℃の海水で48時間飼育することにより汚染カキを作成できることが分かりました。当該研究は令和4年度も実施する計画であり、得られた知見につきましては、適宜、生産者等に情報提供を行ってまいります。	水整
I	1	(2)	7	貝毒や生かきのノロウイルス対策ですが、生産段階の検査体制が昔と比べ格段に向上してきたことは、評価に値すると思います。しかし、食材王国みやぎの看板食品である水産食品群については、事業者の承諾が前提ですが、熱の入れようを見せるくらいの本気度検査体制を進めていただければ、計画にもメリハリがつき、みやぎの思いを全国発信できるチャンスと思います。	貝毒、ノロウイルスの対策につきましては、県及び漁業協同組合等が連携し、検査等の実施や県民への情報提供等を行うことにより食中毒の未然防止に努めてまいりました。今後も、漁業協同組合等と連携しながら効果的な検査体制の確立及び県民への情報発信に取り組むとともに、国や他道県等と情報共有しながら貝毒対策等の高度化に向けて検討を重ねてまいります。	水整
I	1	(2)	8	原木しいたけの出荷再開数も着実に増えていて、支援の効果がみられる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	林振

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課
I	1	(2)	5 ~ 8 施策5の土壤環境適正化推進は、Cd基準値超過米の保管廃棄の徹底、Cd低吸収性品種の実証が行われた。また施策6の牛、豚、鶏の伝染病の予防とまん延防止が進められた。施策7の貝毒検査は目標通り行われ、施策8の特用林産物の生産再開も令和元年の基準値を大きく上回った。	今後も継続して施策を推進してまいります。	みや米 家対 水整 林振
I	1	(3)	9 HACCPの導入については、従業員50名以上のところは義務化されたので、今後は50名未満の小規模の事業者が対象になると思われる。事業者側とすればコロナ禍の影響で経営状態が厳しいといった事情もあったと考えられるが導入は自社を守ることになるので、コロナ終息とともにすかさず推進してほしい。水産物の輸出拡大もチャンスを迎えているように思われるので、適切に支援を続けてほしい。	今後も継続して施策を推進してまいります。水産加工事業者の支援については、県としても、水産加工品の輸出拡大を図るため、認証取得に向けた、施設整備やコンサルティングなど、国事業を活用した支援を続けてまいります。	食暮 水振
I	1	(3)	9 海外販路開拓事業支援は、国際競争上も重要と考えます。成果・結果実績は、自ずと各界に伝わり、新提案や発展的意見が出てくる環境が創出されると思います。	県としても、同様と認識しており、今後も継続して施策を進めてまいります。	水振
I	1	(3)	9 「理想」と「現実」のギャップが大きいと個人的に考えています。(HACCP管理のための人件費等の吸収をどうするか等)	ガイドライン等を活用し、事業規模、形態に応じた仕組みの構築に向けた支援を引き続き行ってまいります。	食暮
I	1	(3)	9 HACCP研修会のWEB研修会2回に対する50アクセス数に関する評価についてどのようにとらえればいいのか分からない。HACCP研修会と講習会で、内容がどのように違うのかが分からない。	HACCP研修会は、すべての事業者を対象とした集団型研修であるのに対し、講習会は、事業者毎の内容に応じて個別に実施するものとなっております。HACCP導入拡大及び内容の充実のため、参加者数増に向けた周知方法の検討等を行い、引き続き施策を推進してまいります。	食暮
I	1	(3)	9 施策9のHACCP研修会参加者基準値を大幅に上回り、令和7年度の目標値に近づいている。	今後も継続して施策を推進してまいります。	
I	1	(3)	9 HACCP制度化に対応する支援として、事業者への普及・啓蒙並びに研修会での周知の取組を評価する。 引き続きHACCP導入事業者へのフォロー、並びに制度普及・支援に積極的に取り組むことを期待する。		食暮
I	1	(3)	10 材料の原産地表示は、地産地消がよい集客になることから、順調に進んでいると思われる。アンテナショップなども活用してみやぎの良さを他県にもたくさんアピールしてほしい。地産地消であることに加えて、食べ物の由来など物語をつけるなども効果的だと考える。	引き続き、食材王国みやぎ地産地消推進店を通じて、消費者に、県産食材の情報を伝えてまいります。	食振
I	1	(3)	10 (公益という観点から難しいと思われませんが、)大手チェーンの「県内店舗」とのコラボは施策の拡大につながらないでしょうか？	ご意見のありました大手チェーンの「県内店舗」とのコラボの可能性も含め、食材王国みやぎ地産地消推進店の登録事業を推進してまいります。	食振

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の
実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策		意見・提言	県の考え方	担当課
I	1 (3) 10	施策10は地産地消の推進に取り組む429店舗を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録した。県産食材の消費拡大が期待されるが具体的な数字を示して欲しい。	食材王国みやぎ地産地消推進店は、推進店が県産食材に関する認知度、理解度の向上に取り組むことにより、地産地消を推進することとしており、県産食材の使用量の報告は求めています。なお、第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画では、農産物を購入する時、県内産を選ぶ人の割合(食の安全安心消費者モニターアンケート)を令和12年度までに、99.3%とすることを目標としています。(令和3年度90.3%, 令和2年度-)	食振
I	1 (3) 10	地産地消推進店以外においても、県産にかかわらず原産地表示の取組を推進して欲しい。	地産地消推進店については、飲食店において県産食材の使用を推進しアピールする制度であり、この推進店以外の飲食店での原産地表示については、農林水産省と飲食店業界団体が策定したガイドラインに基づき推進しております。	食振 食暮
I	1 (3) 9 10	HACCPの導入にむけた研修会への参加者増や地産地消推進店の登録および地産品を用いたメニューの提示など、着実な成果として進捗したと評価できる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮 食振
I	2 (1) 11	施策11の農薬の農業及び水産業における立入検査を積極的に行われていることは理解されるが、その結果問題の販売店や業者があったかどうかの記載が見当たらない。	農薬の立入検査では、重大な違反に当たる指導案件はありませんでした。今後も継続して、農薬の適正使用に向け、施策を推進してまいります。水産業関係では、施策11の成果に記載のとおり、内水面養殖場においては水産用医薬品は適正に使用されていること、海面養殖業者においては無投薬養殖が行われていることを確認しております。	みや米 水整
I	2 (1) 11	計画的な監視指導、検査により、安全性の確保は達成できていると思います。指導の中身として、事業者の自主管理の体制構築と安全確保の徹底を重視した施策展開をお願いします。	農薬の立入検査では、重大な違反に当たる指導案件はなく、適正な自主管理に取り組まれておりますが、今後も継続して安全確保のための施策を推進してまいります。安全・安心な養殖魚の生産体制構築のため、引き続き事業者への効果的な指導等に取り組んでまいります。	みや米 水整
I	2 (1) 11	例えば農薬については1回使用又は2回使用までいい等様々だと思いますが、その検査は必要ないのでしょうか？	農薬使用者への立入検査では、農薬管理使用簿を確認することで、使用回数や方法が適正であるか確認しています。	みや米
I	2 (1) 11 12	農薬使用者に関する立ち入り検査数が、令和2年度と比較し大幅に増加していますが何か理由はあるのでしょうか。同様に、肥料製造工場への立ち入れ検査・肥料収去検査点数・飼料製造工場への立ち入り検査件数も増えているのはなぜですか。	農薬使用者、肥料及び飼料製造工場いずれに対しても、令和2年度は新型コロナウイルスのまん延防止の観点から、立入検査を制限しておりました。また、肥料では堆肥製造の新規申請があったことから、その件数が増加しました。	みや米 水整 畜産
I	2 (1) 11 ~13	重要な違反がなかったことは評価できるが、全般に消費者には見えにくい部分であるので、立入検査の件数をできるだけ上げて適正さを保ってほしい。立入検査の件数は少なすぎると思う。人員改善など具体的に行ってほしい。	限られた人員ではありますが、状況に応じて必要な検査を行ってまいります。	みや米 水整 畜産 家対
I	2 (1) 12 13	令和2年度は、肥料成分不足違反および動物用医薬品販売の違反が摘出されているが、立ち入り検査や指導が適切に実施されていたと評価できる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	みや米 家対
I	2 (1) 14	適正であり、引き続き早期発見に努めてほしい。	今後も継続して施策を推進してまいります。	家対

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

			施策	意見・提言	県の考え方	担当課
I	2	(1)	14	検査体制が維持されていることを評価する。定点及び強化モニタリングを継続するとともに、異常を早期発見する体制維持に取り組んで欲しい。	今後も継続して施策を推進してまいります。	家対
I	2	(1)	12 13 14	施策12, 13は基準値を上回っており、目標値0となるよう徹底指導が必要。施策14も定点モニタリングの結果を表示されたい。	違反がなくなるよう、今後も指導を継続してまいります。 また、高病原性鳥インフルエンザの定点モニタリング検査において、高病原性鳥インフルエンザは確認されておりません。	みや米 水整 家対
I	2	(2)	15	監視を実施する行政機関も営業している食品関係業者もコロナ禍で大変な中、通常の監視実施にはご苦労があったことを感じる。監視の重点化は適正である。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
I	2	(2)	15	食中毒予防月間において行われている消費者を対象とする街頭キャンペーンにおいて、新型コロナ対策として行っているアルコール消毒で十分だと思っている県民も多数おりますことから、ノロウイルスによる食中毒防止対策は、手洗いが重要であることについて引き続き啓発をお願いします。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
I	2	(2)	16	食品検査については、表示も含めて基準が守られるように引き続き検査をしっかりと行ってほしい。不適切な表示もあったことから、もう少しサンプル数を増やせると有難い。	検査数については、実態等を踏まえ毎年見直しを行っているところです。今後も継続して検討し、必要な検査が実施できるよう努めてまいります。	食暮
I	2	(2)	15 16	食品営業施設の衛生管理、県内で生産・製造された食品や流通している輸入食品の検査、かきなどの魚介類や食肉を供給するための監視指導などが、徹底されたことを評価する。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
I	2	(2)	17	かき処理場のノロウイルス、貝毒等の検査については、生産者や漁協の努力もあり体制が徹底されている状況であると感じる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
I	2	(2)	18	記録もれが安心安全にどのようにつながるのでしょうか？	例えば、問題のある米が流通し、回収等が必要となった場合に、生産者等の記録が不十分であると、流通ルートが難しくなります。	みや米
I	2	(2)	18	米穀事業者の不備があったのは残念で、全体への指導を徹底してもらいたい。	立入検査結果を踏まえ、改めて法の遵守について、JA等関係機関に対し、生産者等への周知徹底を要請したところです。	みや米
I	2	(2)	15 ~ 18	コロナ禍の影響のためか、食品営業施設の監視指導率や食品の検査率が基準値や目標値をかなり下回ったのは残念である。しかしながら各種業種の安全体制の監視が行われ、施策16では31件の、施策18では6件の不適切表示が見いだされ、業者に改善指導がなされた点は評価できる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮 みや米
I	2	(2)	15 ~ 18	監視指導及び検査体制が徹底されていることを評価する。引き続き、計画的・定期的に安全性確保に向けた取組の強化を期待する。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮 みや米

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の
実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課	
I	2	(3)	19	「宮城県産」のホヤを「北海道産」に仕立て(書類等)上げて、輸出しているとされる会社の噂が相変わらずあります。そういった噂の絶えない会社への調査(伝票等、物とお金の実際の流れ)は行えないのでしょうか…。本当だとすれば、昔のカキと同じで、正直な会社が苦しむ形になっているのでは…。(まずは噂をなくしていく(原因確認)ことが大切かと)	国内で流通する生鮮食品は原産地の表示が義務付けられており、疑義情報があった場合は、法に基づき調査・指導を行ってまいります。	食暮
I	2	(3)	19	食品表示については、関心が高い中、新しい表示がそろそろ定着化してきたところと思う。引き続き指導を実施してほしい。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
I	2	(3)	19	食品表示は県民の食品選択における重要な情報源であることから、県民へ食品表示制度変更等の情報提供及び周知徹底も実施してください。	ホームページや消費者モニターだより、各種研修会等を通じて、県民の皆様に対する情報提供及び周知を引き続き実施してまいります。	食暮
I	2	(3)	20	食品ウォッチャーによるモニタリング調査が実施できなかったのは理解できる。コロナの状況をみながら判断して再開してほしい。	令和3年度の食品ウォッチャー事業は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりましたが、今年度の6月より事業を再開しております。今後とも新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮しながら事業を進めてまいります。	食暮
I	2	(3)	21	コロナ禍での研修会実施には大変ご苦労があったことと思う。コロナが終息しつつあるので、今期は研修会を多く設けてほしい。	今年度は、新型コロナウイルス感染状況を見極めながら、出前講座も含めた研修会を可能な限り開催してまいります。	食暮
I	2	(3)	19 21	2022年4月1日より食品添加物表示における「人工」「合成」を冠した用途名(甘味料、着色料、保存料)及び一括名(香料)について、「人工」及び「合成」の用語が削除されます。「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が策定され、2022年4月より「無添加」「不使用」表示が禁止されることになりました(2024年3月末までの経過措置期間あり)。また、分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品には、任意表示として「遺伝子組換えでない」等と表示することができましたが、2023年4月1日からは新制度になり適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能になり、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこしと加工品は「遺伝子組換えでない」等の表示が可能になります。以上のように、食品表示の変更が行われることに対し、食品等を取り扱う事業施設において適正な食品表示を推進するためには、核となる人材を育成する必要があります。今後は、人材育成のための講習会及び同講習会受講済みの方を対象としたフォローアップ講習会などを開催し、適正な食品表示を推進するための支援を行なってください。	事業者に対し、令和3年度は、「原料原産地表示制度説明会」を実施したほか、随時、食品表示に関する出前講座を実施しています。また、事業者への監視指導にあたっては、制度改正内容等の周知を合わせて行うなど、継続して施策を推進してまいります。	食暮

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課	
I	2	(3)	2021	コロナの影響を大きく受け食品表示ウォッチャー事業の中止、食品表示に関する説明会・研修会等の開催が基準値、目標値を大きく下回ったのは残念である。一部研修会がオンラインでの試みがあったのは評価されるのでさらに拡大していただきたい。	今後とも感染拡大局面においても、開催手法を工夫しながら、事業を実施してまいります。	食暮
I	2	(3)	19~21	コロナウイルスの感染防止対策によって、活動に制限が生じたが、食品表示の適正化を推進するための監視体制、研修会等による指導体制が定着して効果を奏していると評価できた。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
I	2	(3)	19~21	適正な食品表示の指導推進を評価する。引き続き、事業者への周知・指導強化を期待する。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮 健推
I	2	(4)	22	基準値超過ゼロがずっと並んでも県民の不安が解消されない原因を分析する必要があると思います。 情報の全てを開示となると、とりわけ難しい放射能に関しては、情報の独り歩きで逆に誤解を招くおそれがあり、慎重を期す必要がありますが、ただ単に「検出限界以下です。」には閉口します。 分かり易く、的確かつ懇切な情報提供が本来の目的と考えます。	食の安全安心に向けた情報提供に努めてまいりましたが、引き続きより分かり易い説明方法等を検討してまいります。	食振 園推 畜産 林振 水振 自保 原対
I	2	(4)	22	食品中の放射性物質検査結果の公表に関して、ここ数年の消費者モニターアンケートの結果では、食品中の放射性物質について、「きのこ・山菜類」に次いで「魚介類」が不安に感じているとあり、毎年度この傾向が続いています。県内で水揚げされる水産物の基準値超過が出ていないに関わらず、このような結果になっているということは、県民に正しく情報が理解されていないのではないのでしょうか。情報提供や公表の方法を見直す必要があると考えます。	食の安全安心に向けた情報発信に努め、理解を深めていくことと、風評被害の払拭にも引き続き配慮していきたいと考えます。	食振 園推 畜産 林振 水振 自保 原対
I	2	(4)	22	検査計画に基づく計画的な検査が実施されていることを評価する。引き続き、放射性物質検査の徹底と検査結果の情報公開が適正に実施され、農畜産物の安全性の確認と消費者の不安解消に取り組むことを期待する。未だに、きのこ・山菜類の基準値超過が現在も確認されていることが気掛かりです。	今後も継続して施策を推進してまいります。 きのこ・山菜類の基準値超過については、今後も出荷前の検査を徹底し、基準値を超過するきのこ・山菜類が流通することがないように対応してまいります。	食振 園推 畜産 林振 水振 自保
I	2	(4)	22	野生鳥獣の肉やきのこ・山菜など基準値を超過しているものについて、焦点化した検査を実施し、必要な措置を講じてほしい。また、今後、アルプス処理水が放出されることになった場合、風評被害なども含めて、きめ細やかな対応や一般の方が納得できる説明、検査結果が公表されることを望む。	検査結果を踏まえ、適切な検査体制に向けて効率化を検討してまいります。 野生鳥獣肉については、継続してモニタリング調査等実施してまいります。 ALPS処理水については、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」等の機会を通じ、処理水に関する風評対策や適切な海域モニタリング及び結果の公表を東京電力と国に要請しております。今後も継続して取り組んでまいります。	食振 園推 畜産 林振 水振 自保 原対

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課	
I	2	(4)	22	ALPS処理水の海洋放出が行われることになれば、現在でも不安に感じている方がおられるので、水産物に対する風評被害は甚大な影響が出ると思います。福島原発事故から11年余りが経過しても依然として、水産物への不安が存在することについて、県として危機感をもって対応していただきたいと思います。	県としては、引き続き海洋放出以外の処分方法の検討を求めていくとともに、処理水の扱いに関する宮城県連携会議を通じて、水産業・水産加工業を初めとする構成団体の皆様の御意見を丁寧に伺いながら、より具体的かつ効果的な風評対策について、国と東京電力に求めてまいります。	食振 園推 畜産 林振 水振 自保
			22	アルプス処理水の問題が目前に迫っているので、適切な対応をお願いしたい。	「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」をはじめ様々な機会を通じ、処理水の海洋放出以外の処分方法を継続して検討することや、実効性のある風評対策などを国と東京電力に対し申し入れております。今後も継続して要望してまいります。	原対
			22	ALPS処理水につきましては、影響が大きい、広いと思われ、各所、団体との連携強化をお願いします。	水産業関係団体をはじめとした県内関係団体の意見や要望を集約するため、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」を設置し、国と東京電力に対し必要な申し入れを行っております。今後も連携会議などを通じて継続して責任ある対応を求めてまいります。	原対
			22 23	農林水産物等および流通食品の放射性物質の検査が予定通りに実施され、検査結果の速やかな公開も実施され、市場に流通している食品の安全が確保されたことは評価できる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食振 園推 畜産 林振 水振 自保
I	2	(4)	22 23	県民の関心が高い農林水産物や流通食品の放射性物質検査が徹底して行われ、野生きのこ、山菜類及び野生鳥獣に基準値越えが認められたが適正に処置、指導された。流通食品には基準値を超えたものはなく、安全性が確認された。		
			24	食品の安全・安心に係るアンケート調査が消費者モニターや研修会参加者に行われ県民の意向が把握できた。しかしながらホームページへのアクセス数が基準値を下回り、目標値を大きく下回ったのは残念であり、県民へのホームページの存在をさらに強力にアピールしていただきたい。	ホームページのアクセス数が減少した主な要因は、令和3年6月の食品衛生法大幅改正に合わせ、県内の食品等の自主回収情報が国のシステムにて一元管理されることとなり、アクセス数が7千件以上減少したことが挙げられますが、今後アクセス数の増加を図るため、サイトの意義・目的を整理し、よりわかりやすいサイトを構築し、情報発信に努めてまいります。	食暮
II	1	(1)	24	HP,SNS等さらにアクセス数が伸びるような工夫を検討して若年層への情報発信に取り組んでいただきたい。		食暮 食振
II	1	(1)	24	Webページについて、コロナ禍で家で過ごし、SNS等から情報を得る人が増加している。さらに家で調理する機会も多く、食材への関心も高まっていると思われるので、お気に入り登録をして頂くチャンスである。ぜひ、検索でヒットするようなHPにしてアピールしてほしい。 「食材王国みやぎ」関係のwebサイト、Facebook、インスタグラムなどでは生産から食卓にのぼる料理まで、あるいは外食する場合のガイドなど、とても分かりやすく見られるようになっている。消費者の関心も全体に高いと思われる。情報のリニューアルを続け常にリアルタイムの情報を発信することは大変だと思うが、ぜひ続けてほしい。	引き続き、意義・目的を整理の上よりわかりやすいサイトを構築し、情報発信に努めてまいります。 「食材王国みやぎ」につきましては、今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮 食振

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課	
II	1	(1)	24	消費者モニターを対象としたアンケートの結果について、県民の意向を把握することのみに終わらず、県の食の安全安心の施策にぜひとも反映していただきたいと思えます。	アンケートの結果については、毎年収集した継続的な調査結果を、各関係課の施策へ反映している他、研修会のテーマ選定の際に参考にするなどの活用を行っておりますが、今後において更なる施策への反映を行ってまいります。	食暮
II	1	(1)	24	食の安全安心に関する情報を迅速かつ効果的に発信及び提供を行ったことは評価するが、フェイスブック及びInstagramを活用した情報発信のアクセス件数やフォロワー数が評価できる数なのか、判断しかねる。また、食の安全安心ホームページアクセス件数が令和元年度より8,000件減少している状況が気になる。	令和3年度末のInstagramのフォロワー数は2,149人(前年比1,042人増)と増加しています。また、食の安全安心ホームページのアクセス数が減少した主な要因は、令和3年6月の食品衛生法大幅改正に合わせ、県内の食品等の自主回収情報が国のシステムにて一元管理されることとなり、アクセス数が7千件以上減少したことなどが挙げられますが、今後アクセス数の増加を図るため、サイトの意義・目的を整理し、よりわかりやすいサイトを構築し、情報発信に努めてまいります。	食暮 食振
II	1	(1)	25	適正であると思われる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
II	1	(1)	24 25	「食材王国みやぎ」ウェブサイトの情報更新、フェイスブック及びInstagramの活用によって、効果的な食に関する情報発信が実現したことを評価する。今後、食の安全安心ホームページへ導引できるような工夫が必要と思う。フェイスブックやInstagramの活用も一案と考える。	引き続き、意義・目的を整理の上、よりわかりやすいサイトを構築し、情報発信に努めてまいります。	食振 食暮
II	1	(2)	26	食の安全安心については、関心度に大きな差がみられる。アンケート調査に応じるだけでも関心を高めることにつながるので、若年層向けにWeb調査などを実施してみるのもよいと考える。また、消費者モニターの募集については引き続き啓発を図り、より関心が高まるようにしてほしい。	消費者モニターの募集に関しては、引き続き若年層を対象とした保育所・児童館でのチラシ配布を進めるなど、取り組みを進めてまいります。また、若年層向けのWeb調査の実施については、今後の課題として検討してまいります。	食暮
II	1	(2)	26	県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターは62%と前年度より増加しているが、引き続き情報提供の内容・提供方法等について検討が必要ではないか。	今後もモニター制度を推進し、登録者を増やし、県民の意向把握に努めてまいります。また、モニターだより等による情報提供の充実に取り組んでまいります。	食暮
II	1	(2)	26	他県では、地元食材を使用した給食メニューの「コスト差」を補助する制度があるようで、昨年はその仕事をしました。宮城県ではそうした取組はあるのでしょうか？	本県では、「コスト差」を補助する取組ではなく、国の新型コロナ臨時交付金を活用し、学校給食への県産食材の提供といった事業を実施しております。しかし、新型コロナの影響が長期化している状況であることから、令和4年度は食材の提供や直接的なコスト差の補助ではなく、県産食材の生産体制等に対する支援を実施しております。今後も国の支援策等を有効活用し、地産地消の推進に努めてまいります。	農政 保体

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の
実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課	
II	1	(2)	26	学校給食への「すくすくみやぎっ子ふるさと食材月間」等については定着化しているが、Webページではヒットせず見られなかった。	「すくすくみやぎっ子ふるさと食材月間」については、県HP「学校給食地産地消」に平成28年度事業まで掲載しており、平成29年度以降については、「すくすくみやぎっ子通信」の発行と併せて、直接市町村教育委員会や県立学校等の教育機関に対して、食材月間の周知を行っているところ です。 「すくすくみやぎっ子通信」についてはHPへ掲載しておりますが、昨年度に県HPを刷新したことから、今後も分かりやすい形で情報発信していくとともに、食材月間の啓発に努めてまいります。	農政
II	1	(2)	26	コロナ禍である影響も受け「伊達な学校給食フェア」などは今後もう少しPRに力を入れてもよいと思われる。	例年、HPへの掲載やツイッターへの書込み、新聞への掲載など、様々な媒体を活用した広報活動を行っており、当日は準備したメニューが短時間で完売するなど、非常に好評です。 今後も、新たな媒体の活用も含め、更なる広報活動に努めてまいります。	保体
II	1	(2)	26	学校給食を食べている子供の保護者は、意見を聴きたいまたは届けたい年代の消費者層である。ぜひ、もっと学校給食の場を活用して、関心を高めるように工夫してほしい。具体的には保護者や地域向けのWebページの作成などが大変に遅れており、情報が得られにくい。ターゲットとする対象者にはWebページでの啓発は効果的だと考える。ぜひ、進めてほしい。	多くの学校がHP等で学校給食の献立や給食だより等を公開し、情報発信に努めています。 今後、更に積極的な情報発信ができるよう、呼びかけてまいります。	農政 みや米 園推 畜産 水振 林振 保体
II	1	(2)	26	県庁内での環境にやさしい農産物等のPR販売会や県産きのこなどの販売会は、今後も継続した取り組みをお願いいたします。	今後も継続して施策を推進してまいります。	みや米 林振
II	1	(2)	27	食品衛生研修については、コロナ禍で実施が困難な面があったと思われるが、関係企業全体の衛生に関する意識向上のためにも活発化してほしい。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
II	1	(2)	27	水産物の需要拡大については、なかなか厳しい現状の中、企業等との連携、情報提供ともによくなされていると思われる。(私も現在、コラボ商品開発に関わらせて頂いており、実感してる)	今後も継続して施策を推進してまいります。	水振
II	1	(2)	27	「みやぎ水産の日」の取り組みの中で、消費者に対して、水産物の放射性物質検査結果に関する分かりやすい情報提供を行なっても良いのではないのでしょうか。	県では、食の安全性について、県民の皆様幅広く知っていただくため、毎週1回、定期的に検査結果を公表しており、今後もこうした取組を通して情報提供を進めてまいります。	水振
II	1	(2)	28	「高校生地産地消お弁当コンテスト」など、参加型のイベントが好評で、商品化なども含めて大変により取り組みだと思われる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食振
II	1	(2)	28	コロナ禍で食育推進運動関係は実施が困難だったと察するが、今後は様々な団体や個人とコラボすることでみやぎの食への関心がとても高まると思われる。コーディネート力を期待する。	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、食育推進事業を縮小して実施いたしました。今後は新しい生活様式を踏まえながら関係団体等と連携して、施策を推進してまいります。	健推
II	1	(2)	28	みやぎ食育コーディネーターが実施する研修会等への参加人数はコロナ感染症対策のため大きく目標を下回ったが、引き続き食育の推進活動の取組強化を期待する。	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、食育コーディネーターの活動が例年より減少しました。今後は新しい生活様式を踏まえながら、継続して施策を推進してまいります。	健推

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課	
II	1	(2)	26 ~ 28	生産者、事業者及び消費者との相互理解を計画し農産物のPR販売会、みやぎ水産の日の設定、みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動が行われ、基準値や目標値を下回る項目はあるもののほぼ目標は達成されている。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮 農振 みや米 保体 園推 林振 畜産 水振 食振 健推
II	1	(2)	26 ~ 28	コロナ禍で難しいこともあったと思いますが、今後も事業を拡大して欲しい。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮 農振 みや米 保体 園推 林振 畜産 水振 食振 健推
II	1	(2)	26 ~ 28	コロナウイルス感染対策のために、研修会やイベントの開催が制限されてしまったことは仕方ないが、そのような状況のなかでも、「県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合が増加していることは評価できる。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮 農振 みや米 保体 園推 林振 畜産 水振 食振 健推
II	1	(3)	29	コロナウイルス感染防止対策のために活動に制限が生じたが、円滑な情報公表ができていると評価できた。	今後も継続して施策を推進してまいります。	原対
II	1	(3)	29	県産品の風評払拭のため、農林水産物の安全性に関する正確な情報発信に努めたことを評価する。引き続き、速やかな情報提供と正しい知識の普及・啓発に努めることを期待する。	原対	原対
II	1	(3)	29 31	福島第1原子力発電所事故の風評被害払拭のため放射性物質の測定が積極的に行われ、「みやぎ原子力情報ステーション」で公表され、県民の3万余りのアクセスがあり、関心の高さがあり、また不安払拭の助けとなっている。住民持込検体には基準値超過も見られたが適切に指導、処置された。	今後も継続して施策を推進してまいります。	原対
II	2	(1)	32	コロナウイルス感染防止対策により活動に制限があったが、継続的に実施できたことは評価できる。また、30歳代以下の消費者モニター登録者の割合が増えたことは評価できる。今後の活動に展開していくことを期待する。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
II	2	(1)	32	消費者モニターは情報資源として大きな財産である。調査はできるだけ分かりやすく、文字数の少ない質問で実施するようにして継続してほしい。若年層の意見をきく努力も評価できる。今後は県からの情報をメールやライン等で発信することも考えるとよい。	アンケート調査項目については、モニターが回答しやすいよう、今後とも継続して見直して参ります。なお、関係課にて継続的な調査結果収集が求められる項目もあるため、調査項目見直しにあたっては、各課と協議の上、対応してまいります。また、県からの情報発信方法の拡充についても、検討してまいります。	食暮
II	2	(1)	32	消費者モニターに若い人が参加して「みやぎ食の安全安心」と食に関心を持つことはとても良いことで、多くの若い人が参加し、健康づくりにつなげてほしいものです。	若年層を対象とした周知について、今後も継続して実施してまいります。	食暮

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課	
Ⅱ	2	(1)	33	「みやぎ食の安全安心取組宣言者」の減少はコロナ禍ということもあり、納得できる。本格的なHACCP制度が開始されたことから、ここからの支援は初期段階として重要だと考える。	今後も継続して施策を推進してまいります。また、令和3年秋の宣言制度改正によるガイドラインの厳格化による、HACCP対応を前提とした取組内容の再提出を通じて、対応の徹底を図ってまいります。	食暮
Ⅱ	2	(1)	33	取り組んだ企業が報われる仕組みづくりに「力点」をおかれてはいかがでしょうか？	制度の周知を図るなど、宣言企業にとってよりメリットを感じていただけるよう、今後検討してまいります。	食暮
Ⅱ	2	(1)	34	コロナ禍であることで、今後に期待する。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
Ⅱ	2	(1)	34	セミナー・講習会等は「費用対効果」が良くないと思います。(講師やセミナー会社のために行っていると思いたくなるものが多く見られます。) 売り場・飲食の店頭でどう普及啓発していくの方が効果大だと思います。	研修会に関しては、周知の強化により参加者増に務めるなど、費用対効果を高める方向で検討してまいります。	食暮
Ⅱ	2	(1)	34	コロナ禍のためか各種講習会の参加者数が基準値、目標値より大幅に少なくなったのが気になる。今後オンライン講習会の開催も考えて欲しい。消費者モニターへの若者の登録が増えた点は大きく評価できる。	令和3年度も、前年度に引き続きセミナー・研修会は募集人員を減らしたほか、食品工場見学会・生産者交流会は開催を取りやめざるを得ませんでした。一方、感染拡大局面でWeb開催や動画配信での開催を試み、特に動画配信では150名の方に聴講いただくことができたことから、今後とも感染拡大局面においても、開催手法を工夫しながら、事業を実施してまいります。	食暮
Ⅱ	2	(1)	34	農業士会や4Hクラブへの周知をしていただけると、さらに啓発できるかと思えます。	今後実施されるセミナーや研修会については、対象団体を所管する担当課と調整の上周知を図ってまいります。	食暮
Ⅱ	2	(2)	35	消費者モニターアンケート等からの県民の意見を把握したイベントの企画、開催など、県民の食の安全安心への不安の払拭に寄与できていると評価した。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
Ⅱ	2	(2)	35	消費者モニターに対するアンケートについて、モニターに若い層も加わったこと、プレゼント提供により回答者数が増えたこともあるので、アンケートの結果をぜひとも、今後の施策へ反映してください。	アンケートの結果については、毎年収集した継続的な調査結果を、各関係課の施策へ反映している他、研修会のテーマ選定の際に参考にするなどの活用を行っておりますが、今後において更なる施策への反映を行ってまいります。	食暮
Ⅱ	2	(2)	35	消費者モニターアンケートの回収率が57.5%と低調であることから、アンケートの回収率向上に努めることを期待する。また幅広い年齢層から意見を聴取し、施策への反映に取り組んで欲しい。	消費者モニターアンケートの回答率を高めるため、プレゼントを宮城県産玄米「金のいぶき」に変更するとともに、当選者数を増やす取り組みを行いました。また、若年層の方が回答しやすいよう、二次元コードの掲載によりウェブで気軽に回答頂けるよう誘引しました。	食暮
Ⅱ	2	(2)	36	食の110番、食品表示110番の認知度upが必要では？	「食の110番」、「食品表示110番」については、食と暮らしの安全推進課のHPに掲載しておりますが、モニターだよりや研修会等の機会を活用し、今後も制度の周知に努めてまいります。	食暮
Ⅱ	2	(2)	35 36	よくなされていると思う。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の
実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策			意見・提言	県の考え方	担当課	
II	2	(2)	35 36	地方懇談会の基準値(令和元年度)は18であり、この値と目標値から見ると令和3年度は大幅に少ない。県民の意見の把握と反映はアンケート、セミナー、懇談会、研修会などで多方面から行われている。食の安全安心に関する相談や質問に対応する窓口も軌道にのりつつある。	地方懇談会について、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響により計画段階で開催を自粛したため、開催件数が減少しました。県民の意見の把握と反映のための事業及び食の110番と食品表示110番対応については、今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮
II	2	(2)	35 36	事業費的には小さいですが、施策として外せない項目と思います。 行政担当者や食品関連専門家だけでなく、他業種のコンサルや研究家の話を活かし、組み込む施策を検討いただきたい。	今後も継続して施策を推進してまいります。また、セミナーや研修会講師の選定にあたり、頂いたご意見を参考にさせていただきます。	食暮
III	1		37 ~ 41	食の安全安心を支える体制の整備がよくなされており、国、都道府県、市町村、関係団体との連携もなされている。仙台市は政令都市で県と同様な食の安全安心に関する取組を行っているので特に緊密な連携を心がけて欲しい。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮 水整 畜産 林振 園推
III	1		37 ~ 41	計画通りに実施され、継続的な成果を収めていると評価できた。	今後も継続して施策を推進してまいります。	食暮 水整 畜産 林振 園推
III	1		37 ~ 41	食の安全安心の推進は、マスタープランを行政が定期的にチェック、進行管理することに間違いはありませんが、民間パワーに企画・事業の展開を任せる領域を設けることで、楽しさを加味した計画推進が図られると思います。	食の安全安心の確保に関する基本的な計画に基づき、着実に進行管理を進めるとともに、施策の推進にあたり、民間の活用についても、関係課において考慮しながら進めてまいります。 貝毒、ノロウイルスの対策につきましては、県及び漁業協同組合等が連携し、検査等の実施や県民への情報提供等を行うことにより食中毒の未然防止に努めてまいりました。 今後も、漁業協同組合等と連携しながら効果的な検査体制の確立及び県民への情報発信に取り組むとともに、国や他道県等と情報共有しながら貝毒対策等の高度化に向けて検討を重ねてまいります。	食暮 水整 畜産 林振 園推
				食の安全安心は各国がその推進に力を注いでいると思います。しかし今世界の関心地はウクライナとロシアの戦闘による食料の安全保障への不安です(食糧不足は解決できるのでしょうか)。食足りてこそ安心・安全への様々な提案と施策が成り立つのだと思います。日本の食の自給率は唯一米穀が90%以上、他の食材は50%以下。改めて国が不安定な状況になった時の手はあるのでしょうか。 それらのことが不安なく消費者に伝わってこそ、食の安心・安全の政策なり、施策が大きく達成し、実感できるのではないかと。 誠に老婆心とお受け取りいただき、国の食への安全保障を確立していただきたいと思います。(特に中国からの輸入は国民が周知のこと、日本で収穫している品目の多くが上げられます。ラッキョ?を始め数知れず、日本の農業いかなることに。一億の国民を守る食・携わる行政力を信じます。	御指摘のとおり、穀物など食料の多くを海外からの輸入に依存している我が国にとっては、食料安全保障上、輸入の安定化や多角化とともに、国内の農業生産の増大に向けた取組がますます重要になると考えられます。 本県は、基幹作物である米をはじめ、大豆、麦類の主産県であることから、国内における食料の確保と自給率の向上のため、水田を最大限に活用して、小麦、大豆、飼料作物などの一層の生産拡大に取り組んでまいります。	農政

令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の
実施状況(案)の意見・提言に対する県の対応

資料 4

施策		意見・提言	県の考え方	担当課
		日本の食料自給率カロリーベースで37%ですので、自給率上げるために米粉でパンや菓子作りにもさらに力を入れてはどうでしょうか？	米粉は、輸入小麦価格の高騰を背景に小麦粉代替としても注目されていることから、今後も継続して米粉の需要の創出と米粉用米の生産拡大を推進してまいります。	みや米
		日本の米は世界一おいしいので輸出についても検討してみたいかでしょうか？	米の輸出については、これまでもJAグループ等を通じて取り組んでおります。更なる拡大に向け、関係団体等と連携して取り組んでまいります。	みや米
		上水道で宮城方式で安心安全なのか不安なところあり、心配です。	みやぎ型管理運営方式において、運営権者は水道法に定めた水質基準を遵守した水処理を行い、また県も同法に基づく水質検査を行っており、これまでと変わらぬ水の安全・安心を確保しています。なお、水質検査結果は県及び運営権者のホームページで公表し、情報公開にも務めてまいります。	食暮
		食の安全安心を支える全ての施策について評価する。	今後も継続して施策を推進してまいります。	関係各課

担当課の正式名称

原対 復興・危機管理部原子力安全対策課
 自保 環境生活部自然保護課
 食暮 環境生活部食と暮らしの安全推進課
 健推 保健福祉部健康推進課
 農政 農政部農業政策室
 食振 農政部食産業振興課
 農振 農政部農業振興課
 みや米 農政部みやぎ米推進課
 園推 農政部園芸推進課
 畜産 農政部畜産課
 家対 農政部家畜防疫対策室
 水振 水産林政部水産業振興課
 水整 水産林政部水産業基盤整備課
 林振 水産林政部林業振興課
 保体 教育庁保健体育安全課